

## 第3章 広域的にみるみどりの方向性

第2章で定めた基本方針に基づき、本県と市町村、県民や事業者等が連携してみどりを保全・活用していく上で、県として広域的な視点から取り組む方向性を示します。

### 1 広域的な視点を持つ意義

#### ① 市町村を越えて、県・市町村・県民等が連携して取り組む

みどりの保全・活用は、県と市町村の共通の課題であり、県と市町村が連携して取組を展開していくことが求められます。また、県民や事業者、活動団体との連携・参画もみどりの取組の展開に必要不可欠です。

さらに、本県のみどりのつながりは、一の市町村を越えて連続することもあることから、近接する市町村同士の連携や、活動団体による行政界に捉われない取組展開を促進していきます。

#### ② 保全・活用することが望ましい緑地を明らかにする

人口減少・高齢化が進み、みどりの担い手が不足するなか、限られた人員・資金でみどりを保全していくことが、これからの時代に求められます。

みどりが持つ多様な機能について、県土全体に貢献する緑地を明らかにすることで、市町村が地域ニーズと合わせてその重要性を判断しながら、メリハリをつけてみどりの保全・活用に取り組んでいきます。

#### ③ 全ての主体が方向性を共有できる共通の図を持つ

上記①、②を達成するため、県土全体の視点から、保全・活用することが望ましい緑地を市町村や県民、事業者、活動団体が共有し、同じ方向を向いて取組を展開していくための基礎資料となる図を、本計画において提供します。

各主体が、地域ニーズに応じた取組を企画立案する中で、本計画を基に、広域的な保全・活用の重要性も踏まえて、互いに連携・協議・役割分担していくことを期待するとともに、本県は、保全・活用することが望ましい緑地における取組に対して積極的に支援・連携していきます。

## 2

# 広域的視点から保全・活用が重要な緑地

## 1

### 緑地の評価

#### ①評価の流れ

広域的視点から保全・活用することが望ましい緑地は、第2章の基本方針を踏まえ、以下の手順にて評価・選定しました。

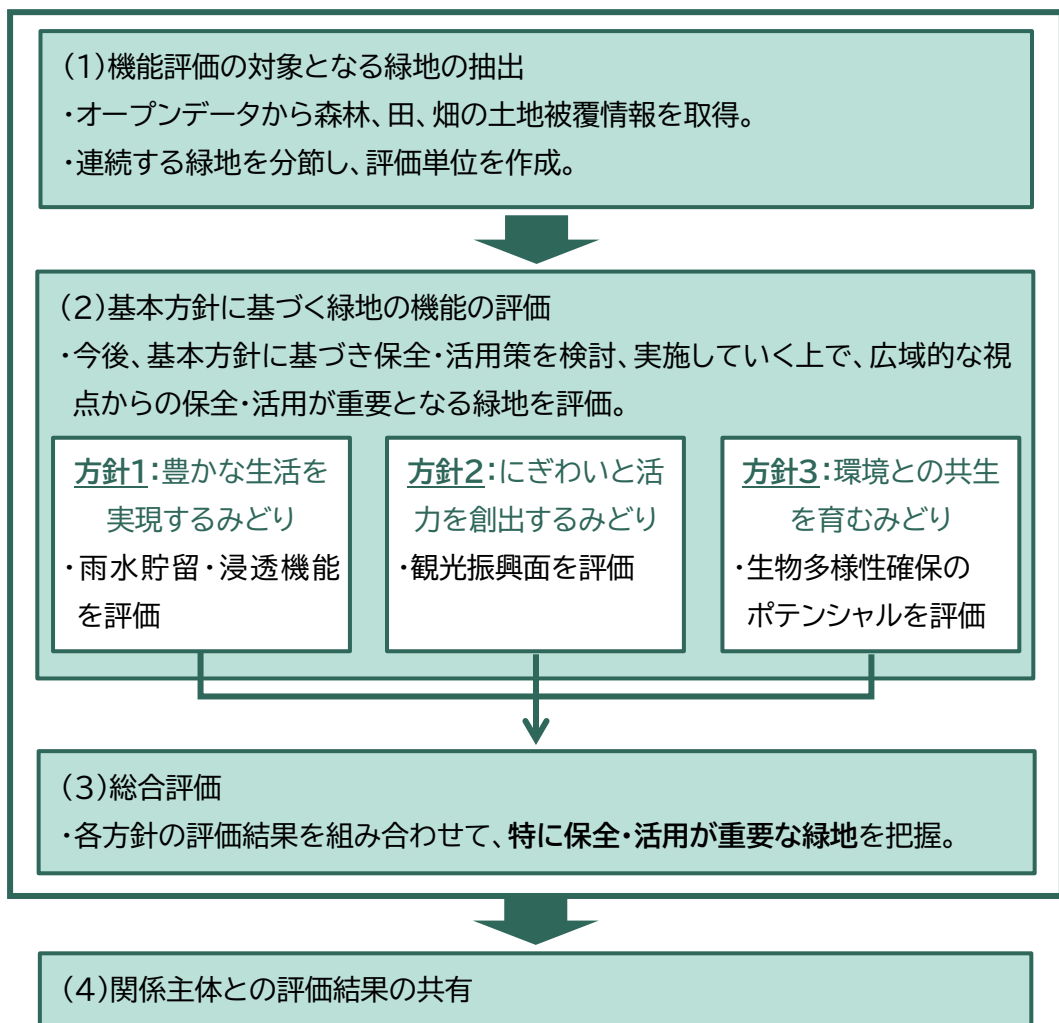


図 特に保全・活用が重要な緑地の抽出フロー

## ②基本方針に基づく評価

評価対象となる個々の緑地に対して、本計画の3つの基本方針に基づく取組を進める上で、保全・活用による広域的な効果が高い緑地を評価し、評価が高い緑地を「保全・活用が重要な緑地」として抽出します。

以下に、方針毎の評価の考え方の概要を示します。

### ■基本方針1「豊かな生活を実現するみどり」に基づく評価の考え方

基本方針1は、みどりを的確に配置、保全・活用し、みどりのレクリエーション機能や防災機能を発揮させることで、潤いある生活や安全安心な暮らしの実現を目指すものです。

レクリエーション機能の発揮には、地域ニーズに応じた空間整備が重要である一方、防災機能のうち特に台風や集中豪雨への対応は、集水域から氾濫域まで流域全体で広域的に対策を進めることが重要となります。

本評価では、流域の中で累積流量が高く、かつ居住誘導区域・都市機能誘導区域及び緊急輸送道路（災害時に機能すべき基幹的な道路）を含む小流域に位置する緑地を、特に雨水流出抑制機能を発揮することの効果が高い緑地として明らかにすることで、流域治水の取組と連携して強靱性の確保につながる緑の優先的な保全・維持管理を目指します。

\*評価基準の詳細は、資料編 p.133 を参照してください。

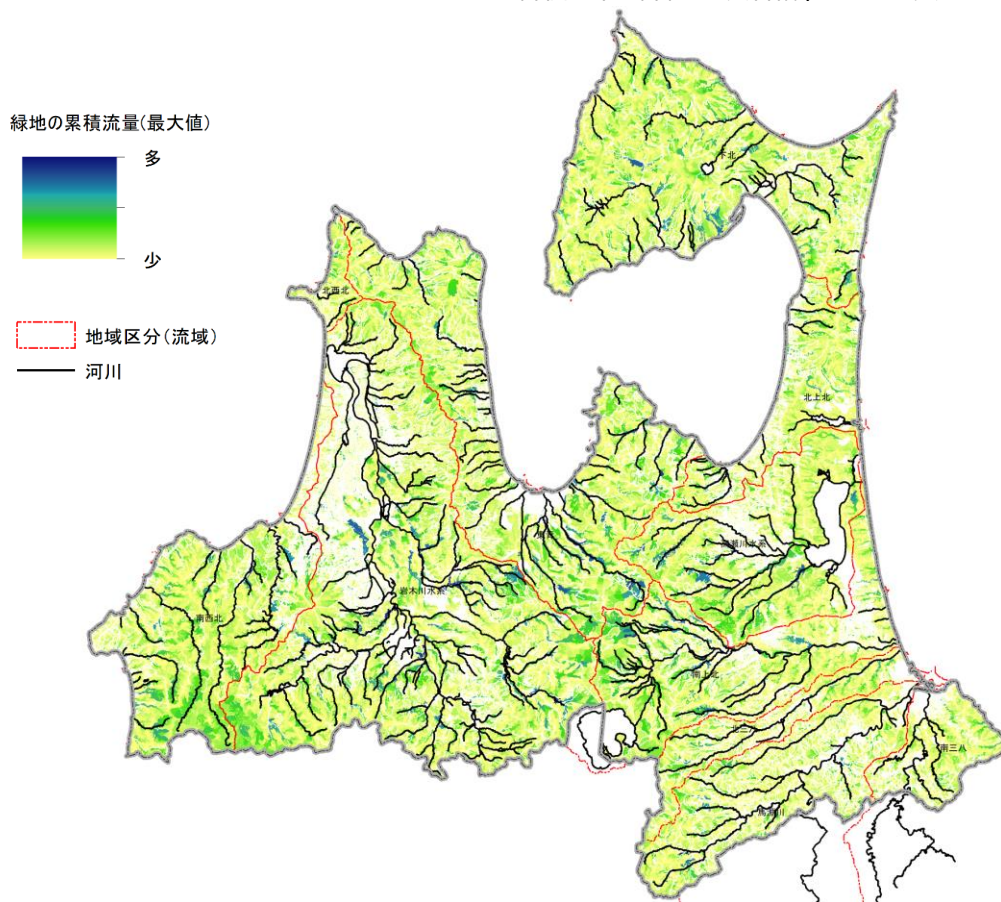


図 緑地の累積流量(最大値)分布

## ■基本方針2「にぎわいと活力を創出するみどり」に基づく評価の考え方

基本方針2は、本県の経済成長、持続的な発展のために、みどりを活用して魅力的な県土を形成し、多くの人々が「暮らし・訪れる」県土を目指すものです。

近年は、複数の市町村が連携してトレイルルートを設定し呼び込みを図ろうとする動きがみられます。また自然資源を活用したグリーン・ツーリズム等による誘客を進める上で、本県の中でも特に高い評価を得ている自然資源は、市町村を越えた広域的な周遊を創出するとともに、本県全体としてのブランドイメージの向上につながることから広域的な重要性が高くなっています。

本評価では、国内で高い評価を得ている本県を代表する自然資源及び人文資源と一体となった緑地及び複数市町村が連携して定めているトレイルルート近傍の緑地を明らかにすることで、県土全体の観光振興につながる緑地の優先的な保全・維持管理を目指します。

\*評価基準の詳細は、資料編 p. 133～135 を参照してください。

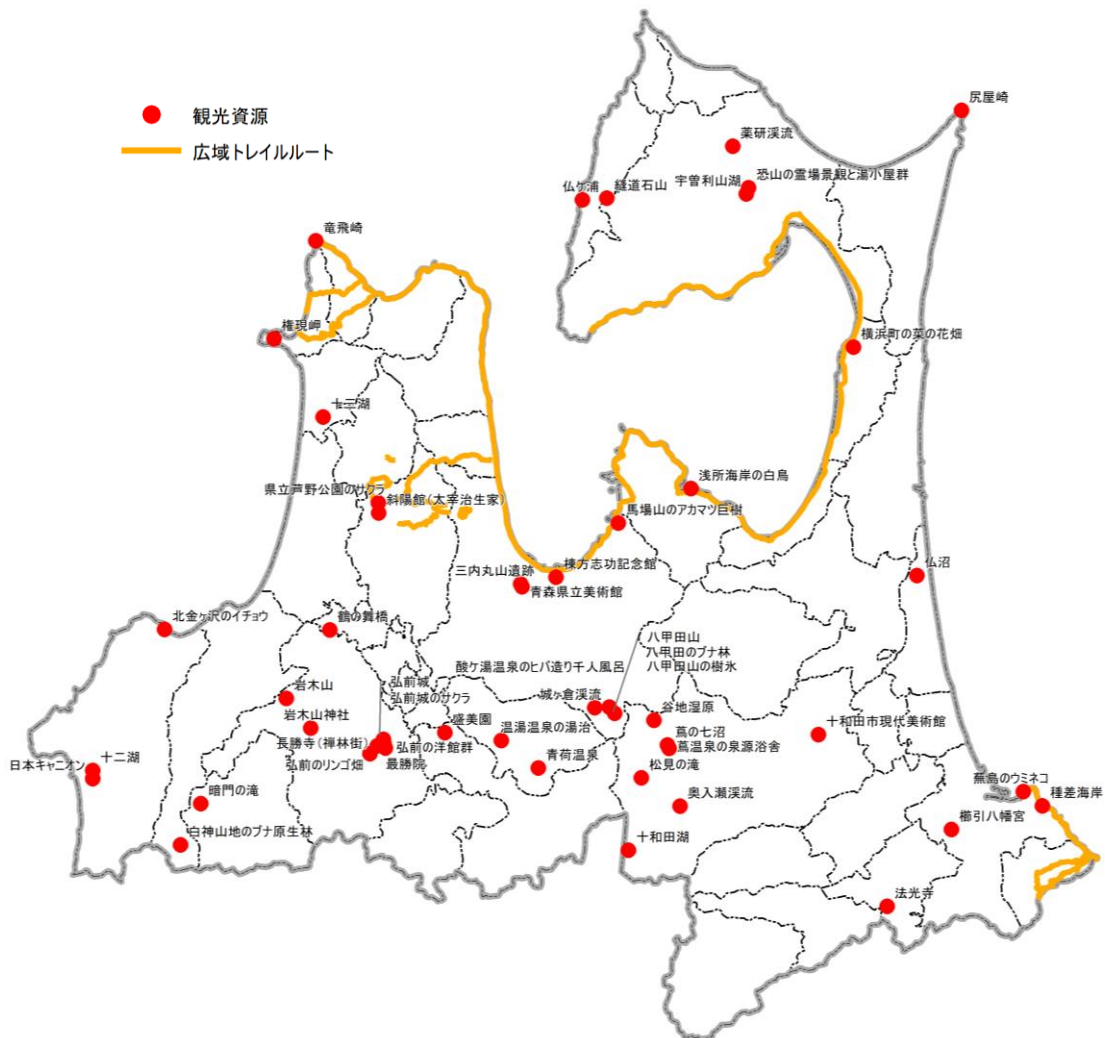


図 評価対象となる観光資源、トレイルルート

### ■基本方針3「環境との共生を育むみどり」に基づく評価の考え方

基本方針3は、みどりを活用して、野生生物等の保全、温室効果ガスの吸着による脱炭素の取組を進め、自然からの恵みを受け続けられる社会の実現を目指すものです。

本県では、原生的な森林から湿地帯、里山など多様な自然環境が流域の中に存在することで生物多様性が確保されており、その恩恵を受ける県全体で広域的な保全の取組を進める必要があります。

本評価では、生物多様性の確保の視点から重要性の高い地域の緑地を明らかにすることで、県や市町村等による確実な保全と、立地環境や生態系に応じた的確な活用、維持管理を目指します。

\*評価基準の詳細は、資料編 p.135～137 を参照してください。

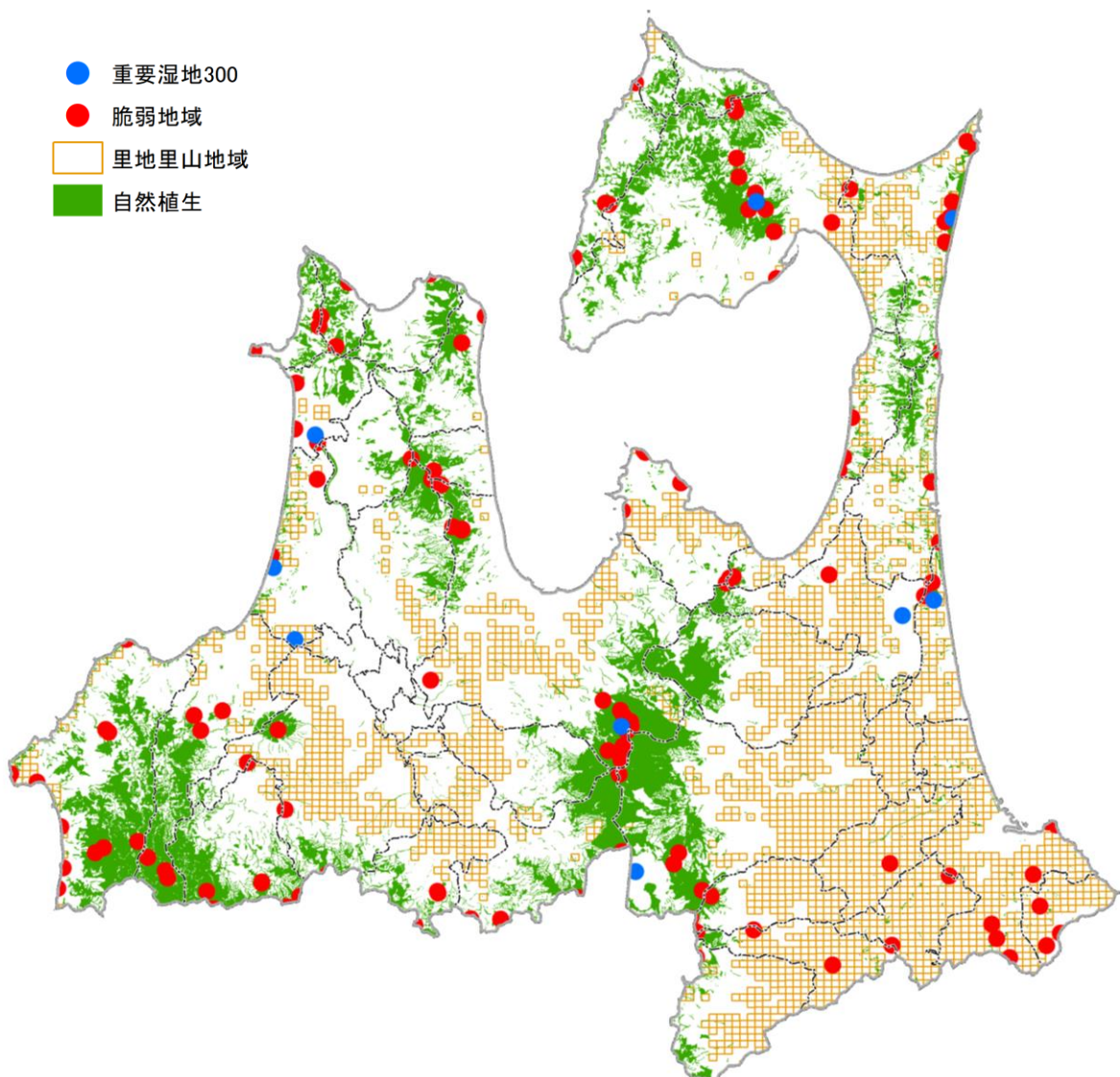


図 評価対象となる植生等

## 2 評価結果

評価の結果、基本方針1～3いずれの評価からも、保全・活用が重要な緑地として抽出された緑地は、県内で全840箇所となりました。

そのうち、479箇所の緑地が都市計画区域内に位置しています。

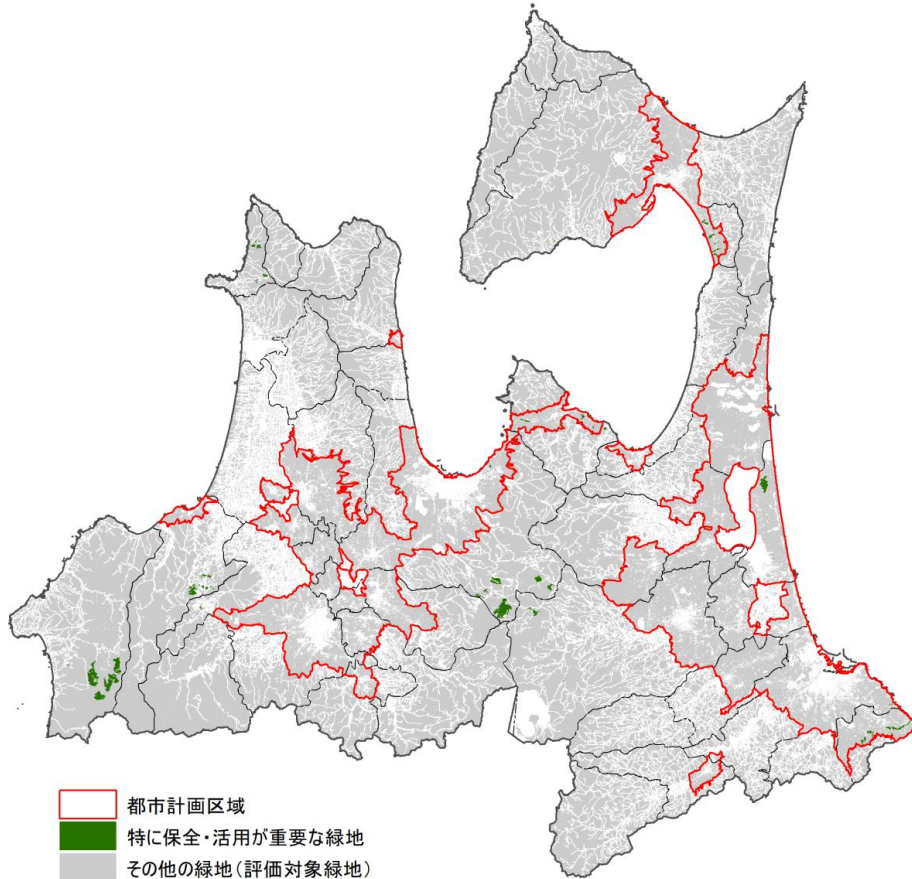


図 特に保全・活用が重要な緑地

## 3 保全・活用が重要な緑地の共有

「第4章 流域別にみるみどりの方向性」では、主な「特に保全・活用が重要な緑地」等を地域別に示すとともに、詳細な評価結果を資料編で示します。

今後各主体が個々の緑地の保全・活用方策を検討する際、各基本方針にもとづく評価結果等を踏まえ、個々の緑地が有する特に重要な機能を把握しながら、検討を進めることを期待します。

青森県及び市町村は、抽出された緑地について、自然公園や県自然環境保全地域等の地域制緑地の運用や指定による開発圧力の抑制、農林業の振興や活動団体との連携による維持管理等に取り組むことが求められます。

また、県民や活動団体が活動・交流する場として広く公開し、活用することで、多様な主体が緑地と関わる中で持続的に保全していく方策も重要となります。